

## 発表事項

- 1 規制改革推進会議第11回医療・介護ワーキング・グループへの報告
- 2 緊急事態宣言の発令に対する対応状況
- 3 審査関係訴訟事件
- 4 令和元年度監事監査振り返り及び令和2年度監事監査計画

### **5 令和2年度内部監査計画**

- 6 令和元年台風19号に伴う被災医療機関の概算請求に係る確定状況等
- 7 令和2事業年度一般会計及び特別会計の予算等の認可
- 8 令和2年度後期高齢者支援金徴収額等決定状況
- 9 令和2年2月審査分の審査状況
- 10 令和2年4月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 11 令和元年度第12期（3月）分の後期高齢者支援金等収納状況

# 令和2年度内部監査方針

## 内部監査方針

### 新たに追加した項目

- 前年度の振り返りとして内部統制が十分に機能していないこと及び支部の集約に向けて内部統制が更に重要性を増すことから、令和2事業年度事業計画実施要領及び行動計画※1に従い、組織の目標達成に向けた取組を適切に実施しているか、また、その実績や課題を把握・分析した上でPDCAを実行しているか検証する。

### 前年度からの継続項目

- リスクベースでの内部監査※2を実施し、不備の発見にとどまらず原因を追究し、課題を把握した上で具体的な改善を促すとともに、その改善状況（リスクコントロール）をフォローしていく。
- 昨年度に引き続き、発生した事故に対する対応態勢を重点的に深掘りし検証する。
  - 事故発生時に、ルールに従い速やかな報告を行っているか
  - 5W1Hを始めとした事実の把握を正確に行っているか
  - 原因分析を適切に行っているか
  - 未然防止につながる再発防止策を策定しているか
  - 再発防止策を確実に実施し、それが機能しているか

※1 行動計画…昨年度までの支部策定の事業計画実施要領に替えて策定したもの

※2 リスクベースでの内部監査…リスクの高い領域に監査資源(人、時間)を投入し、効果的かつ効率的に内部監査部門が行う監査

# 令和2年度内部監査計画

## 内部監査の対象部室・支部及び内部監査の範囲

### ■ 本部

- リスク評価によって対象部室を選定し、各部室の内部管理の状況及び施策（ルール）の実施・検討状況を検証する。

### ■ 支部

- 内部監査サイクルは3年を基準とし、リスク評価によって1年短縮又は延長する。  
内部監査日数は2日を基準とし、リスクが高いと判断した場合は監査日数を増やす。  
(メリハリのある内部監査)
- 実施2か月前に支部宛て通知する。（支部長、管理者及び担当者の不在を問わず実施）
- 庶務・経理・業務・審査・全部門共通（事故・誤処理防止）に分けて、業務プロセス全般について実施する。

### ■ 本部・支部共通

- これまで課題が多かった情報セキュリティ態勢や令和2年度から新たに全国展開する組織風土改革の活動状況も着眼点に加え、検証していく。